

○特定労務管理対象機関の指定申請に係る本県スケジュール

		R5年度 2	3	R6年度 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
県への申請・指定時期							・医療審議会の開催2～3か月前までに県への申請が必要となります。 第1次受付:5月1日～6月末:8月医療審議会で意見聴取 第2次受付:8月～10月末:12月医療審議会で意見聴取 ※指定申請受付にはG-M I S (医療機関等情報支援システム)を活用予定です。									
			宿日直許可申請					医療審議会① (8月頃)	指定公示 評価公表			医療審議会② (12月頃)	指定公示 評価公表 ②			
医療機関 (水準毎に必要な対応)	各水準共通 (B、連携B、C-1、C-2)	宿日直許可申請			医師の労働時間短縮計画作成						労働時間短縮計画に沿った体制整備					
		医療機関勤務環境評価センターの評価受審・評価結果受領 (想定評価期間は4カ月) ※書面調査の結果が低評価の場合、中間報告や訪問調査の対象となる														
		評価センターの評価結果受領後、県に特定労務管理対象機関の指定申請														
		36協定の締結														
	C-1水準のみ (臨床研修)	臨床研修プログラムの年次報告、新設・変更届出書において、過去の実績や想定される時間外・休日労働の時間数を記載し県に提出			新設・変更プログラム審査			マッチング			過去の実績や想定される時間外・休日労働の時間数を記載した最新の年次報告書及びプログラムをホームページで公表					
	C-1水準のみ (専門研修)	令和7年度開始のプログラム内に、想定される時間外・休日労働の時間数を記載し、各学会へ申請			各学会によるプログラム審査			令和7年度開始のプログラムについて、日本専門医機構によりプログラム認定								
	C-2水準のみ	厚生労働省の審査組織を受審・結果受領 第1回対象:6月11日まで受付した医療機関 8月中に結果通知予定 第2回対象:11月中に結果 ①C-2水準対象医療機関の審査(特定の高度な技能の教育環境を審査)※県への指定申請前に受審・結果受領 ②医師個人の発意に基づく技能研修計画の審査※県指定後の受審でも可														